

京都市上質宿泊施設候補選定に係る有識者会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市上質宿泊施設誘致制度の運用における上質宿泊施設候補選定に際し、必要な事項を聴取し、又は助言を得るため、京都市上質宿泊施設候補選定に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）の開催に当たって必要な事項を定める。

(委員)

第2条 有識者会議の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

- 2 有識者会議は、委員5名以内をもって構成する。
- 3 有識者会議に、座長及び副座長を置く。
- 4 市長は、委員のうちから座長及び副座長を指名する。
- 5 座長は、有識者会議の会務を総理する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、原則として就任の日から2年間とする。ただし、京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針第5条第1項第4号ただし書きの規定の場合を除く。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 有識者会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、有識者会議への出席、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の非公開等)

第5条 有識者会議は、法人及び事業を営む個人等の事業に関する情報を保護するため、公開しないものとする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に関し必要な事項は、観光政策担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。